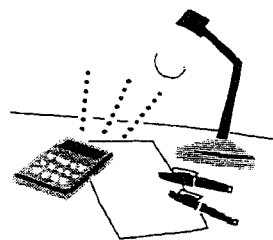


給与支払報告書の提出について



◎提出先

受給者の平成五年一月一日現在の住民登録をしているところの市町村長あてにそれぞれ提出してください。

◎提出部数

「給与支払報告書」と所得税の「源泉徴収票」は複写で書けますので、源泉徴収票は本人に交付し、総括票（紫色）一組（二枚）と、個人別明細書（緑色）

現存しない建物に 固定資産税が 課税されていませんか？

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されていますが次のような場合は「家屋とりこわし届出書」を一月中に税務課まで提出し、正しい課税にご協力ください。

- 建物をこわし、滅失登記がすんでいないとき。
 - 現存していない建物に課税されているとき。
- 届出書の用紙は、各地域コミュニティセンターにもあります。
- 詳しいことは、税務課までお問い合わせください。

一人につき二枚を提出してください。

給与の収入金額が一五〇万円を超える方については年末調整は不要となっていますが、給与支払報告書の提出は必要ですので必ず作成のうえ該当市町村に提出してください。

給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

①平成五年一月一日現在の住所をよく確かめてから記入してください。

②受給者氏名には必ずフリガナをつけてください。

③受給者の生年月日は忘れずに記入してください。

④この用紙は無色カーボンなので、源泉徴収票の下に下敷きを入れて書いてください。

「扶養親族の数」の欄には、そ

の年の十二月三十一日の現況により扶養親族の数を記入してください。

なお、この「給与支払報告書」

の提出に関して、事業主から給料をもらっている人で、この給料以外には全く収入がない人は事業主から提出される給与支払報告書だけで、所得税の確定申告や市県民税の申告をする必要がありません。

ただし、次のような方は申告していただく必要があります。

①病院等に支払った医療費などの控除を受けようとする人。

②災害等により被害を受けたため雑損控除を受けようとする人。

③住宅を新築または、増改築して住宅ローン控除を受けようとする人。

なお、確定申告書または市県民税の申告書に領収書、証明書等の書類を添付し提出していただかないと、その控除が受けられませんのでご注意ください。

このように「給与支払報告書」は、市県民税課税、諸証明発行の唯一の資料となるものです。

事業主など給与の支払いをする方は、もれないようにすべての従業員の都留市分を、市長名、整理番号の記入してある総括表をつけて提出してください。また、枚数の不足などのお問い合わせは、税務課へお願いします。

所得税・事業税・住民税 共同説明会

日時 2月3日(水)
午後1時～3時
会場 市役所3階 大会議室

所得税・市県民税の 申告準備を!!



平成四年分の所得税の確定申告と五年度分の市県民税の申告は、例年のとおり二月十六日から三月十五日までに行います。

この申告をされる方は、平成四年中の収入金額や経費などの決算をすませておいてください。

白色申告者などで、まだ、帳簿類の整理ができていない方は、早めに準備してください。

なお、市県民税の申告相談日程など詳しくは二月号の広報でお知らせします。

譲渡所得の「お尋ね」 お早め!!



土地や建物を買った利益「譲渡所得」に対して、所得税などがかかります。

昨年中に土地・建物などを売った場合には、確定申告をしていただきますが、その資料となる「お尋ね」を大月税務署の依頼により市の税務課で取りまとめます。

該当者は、一月二十六日から二十八日までの間に、関係書類持参のうえ市の税務課まで提出してください。

この「お尋ね」を提出しませんでしたと直接税務署まで行っていただくことになります。

償却資産の申告

事業用資産の所有者は、毎年一月一日現在をもって、償却資産の申告をしていただくことになっています。

申告書の提出は二月一日までとなっていますので、忘れずに提出してください。

なお、用紙のない人は税務課資産税係へ請求してください。